



平成 年 月 日 山口県 県税事務所長 殿		※処理事項 発行年月日 通信日付印 確認印	整理番号 事務所 区分 法人番号 申告区分	申告年月日 年 月 日
所在地 (本局が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話)	事業種目	兆 十億 百万 千 円 前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	
(ふりがな)			兆 十億 百万 千 円 前期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	
法人名		代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度又は前事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (38の金額)	17	兆	十億	百万	千	円	0.00
所得割額 (39 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	18						0.00
付加価値割額 (40 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	19						0.00
資本割額 (41 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	20						0.00
収入割額 (42 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21						0.00
前事業年度の地方法人特別税額 (48)	22						0.00
地方法人特別税額 (22 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	23						0.00
予定申告税額 (18 + 19 + 20 + 21 + 23)	24						0.00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	25						0.00
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 24 - 25	26						0.00
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細				道府県民税			
摘要	課税標準	税率 (100)	税額		均等割額		
所得割	所得金額総額 27		兆	十億	百万	千	円
所得割	所得金額 28						0.00
付加価値割	付加価値額総額 29		兆	十億	百万	千	円
付加価値割	付加価値額 30						0.00
資本割	資本金等の額総額 31		兆	十億	百万	千	円
資本割	資本金等の額 32						0.00
収入割	収入金額総額 33		兆	十億	百万	千	円
収入割	収入金額 34						0.00
合計事業税額 28 + 30 + 32 + 34	35						0.00
仮装経理に基づく事業税額の控除額	36						0.00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	37						0.00
納付すべき事業税額 35 - 36 - 37	38						0.00
38の内訳	所得割 39	兆	十億	百万	千	円	0.00
38の内訳	付加価値割 40						0.00
38の内訳	資本割 41						0.00
38の内訳	収入割 42						0.00
摘要	課税標準	税率 (100)	税額		この申告の期間		
45の内訳	所得割に係る地方法人特別税額 43		兆	十億	百万	千	円
45の内訳	収入割に係る地方法人特別税額 44						0.00
合計地方法人特別税額 (43 + 44)	45						0.00
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	46						0.00
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	47						0.00
納付すべき地方法人特別税額 45 - 46 - 47	48						0.00
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細				この申告の期間			
(リース特別控除取戻税額等又は個別帰属リース特別控除取戻税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額又は法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額	8	兆	十億	百万	千	円	0.00
法人税割額	9						0.00
外国の法人税等の額の控除額	10						0.00
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	11						0.00
利子割額の控除額	12						0.00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	13						0.00
納付すべき法人税割額 9 - 10 - 11 - 12 - 13	14						0.00
⑭のうちリース特別控除取戻税額等又は個別帰属リース特別控除取戻税額等に係る法人税割額	15						0.00
差引法人税割額 14 - 15	16						0.00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	49						0.00
前事業年度又は前連結事業年度の期間				備考			
この申告の期間				平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
前事業年度又は前連結事業年度の期間				平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
関与税理士署名押印				(電話)			

事業税

地方法人特別税



平成 年 月 日 山口県 県税事務所長 殿		※ 処理事項 整理番号 事務所 法人番号 申告区分
所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (電話)		事業種目
法人名 <small>(ふりがな)</small>		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 <small>(兆 十億 百万 千 円)</small>
代表者 自署押印		前期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額 <small>(兆 十億 百万 千 円)</small>
経理責任者 自署押印		申告年月日 年 月 日

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は道府県民税の事業年度分
 連結事業年度分 道府県民税の事業年度分 地方法人特別税

事業税			道府県民税		
前事業年度の事業税額 (38の金額)	17	兆 十億 百万 千 円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (16の金額)	①	兆 十億 百万 千 円
所得割額 (39 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	18	兆 十億 百万 千 円	予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②	兆 十億 百万 千 円
付加価値割額 (40 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	19	兆 十億 百万 千 円	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	兆 十億 百万 千 円
資本割額 (41 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	20	兆 十億 百万 千 円	この申告により納付すべき法人税割額 ② - ③	④	兆 十億 百万 千 円
収入割額 (42 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21	兆 十億 百万 千 円	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	兆 十億 百万 千 円
前事業年度の地方法人特別税額 (48)	22	兆 十億 百万 千 円	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆 十億 百万 千 円
地方法人特別税額 (22 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	23	兆 十億 百万 千 円	この申告により納付すべき道府県民税額 ④ + ⑥	⑦	兆 十億 百万 千 円
予定申告税額 (18 + 19 + 20 + 21 + 23)	24	兆 十億 百万 千 円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	⑧	兆 十億 百万 千 円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	25	兆 十億 百万 千 円	(リース特別控除取戻税額等又は個別帰属リース特別控除取戻税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額又は法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額	⑨	兆 十億 百万 千 円
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 24 - 25	26	兆 十億 百万 千 円	法人税割額	⑩	兆 十億 百万 千 円

前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細

摘要	課税標準	税率 (100)	税額
所得金額総額 ②7	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
所得金額 ②8			兆 十億 百万 千 円
付加価値額総額 ②9			兆 十億 百万 千 円
付加価値額 ③0			兆 十億 百万 千 円
資本金等の額総額 ③1			兆 十億 百万 千 円
資本金等の額 ③2			兆 十億 百万 千 円
収入金額総額 ③3			兆 十億 百万 千 円
収入金額 ③4			兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 ②8 + ③0 + ③2 + ③4		③5	
仮装経理に基づく事業税額の控除額		③6	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		③7	
納付すべき事業税額 ③5 - ③6 - ③7		③8	
③8の内訳			
所得割 ③9	兆 十億 百万 千 円		
付加価値割 ④0			
資本割 ④1			
収入割 ④2			
摘要	課税標準	税率 (100)	税額
④5の内訳			
所得割に係る地方法人特別税額 ④3	兆 十億 百万 千 円		0.0
収入割に係る地方法人特別税額 ④4			0.0
合計地方法人特別税額 (④3 + ④4)		④5	
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額		④6	
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額		④7	
納付すべき地方法人特別税額 ④5 - ④6 - ④7		④8	

この申告の期間
 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

前事業年度又は前連結事業年度の期間
 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

備考

関与税理士
 署名押印 (電話)

事業税

地方法人特別税